

心つなぎ みんな輝くまち 武豊

広
報

にけとろ



2018
7.1
NO.1048

Calendar 2018 7・8

7月	
16 (祝)	海の日
17 (火)	不動産の無料相談会 役場第1委員会室 (13:30 ~ 16:00)
18 (水)	窓口業務延長日 (~ 19:15)
19 (木)	ちた地域若者サポートステーション相談 役場第3会議室 (10:00 ~ 12:00)
20 (金)	交通事故死ゼロの日
21 (土)	
22 (日)	壱町田湿地植物群落 一般公開 (9:00 ~ 14:00)
23 (月)	
24 (火)	
25 (水)	窓口業務延長日 (~ 19:15)
26 (木)	
27 (金)	町長談話室へようこそ 役場第2会議室 (15:00 ~ 16:30) 飲酒運転根絶の日
28 (土)	
29 (日)	
30 (月)	交通事故死ゼロの日
31 (火)	
8月	
1 (水)	窓口業務延長日 (~ 19:15)
2 (木)	
3 (金)	障がい(児)者のための巡回相談中央公民館 団体室 (9:30 ~ 12:00)
4 (土)	壱町田湿地植物群落 一般公開 (9:00 ~ 14:00)
5 (日)	壱町田湿地植物群落 一般公開 (9:00 ~ 14:00)
6 (月)	
7 (火)	
8 (水)	困りごと相談 中央公民館 第1和室 (13:30 ~ 16:00) 窓口業務延長日 (~ 19:15)
9 (木)	行政書士無料相談 役場第2会議室 (13:30 ~ 16:00) 成年後見制度巡回相談 思いやりセンター (13:30 ~ 16:30)
10 (金)	住民法律相談 役場第4会議室 (13:30 ~ 16:30) 家庭廃油交換会 中央公民館 (9:00 ~ 11:00) 交通事故死ゼロの日
11 (祝)	山の日
12 (日)	
13 (月)	
14 (火)	ここちゃんサポート相談 思いやりセンター (9:00 ~ 13:05)
15 (水)	窓口業務延長日 (~ 19:15)

- CONTENTS -

第2回 2019 武豊町職員募集	3
コミュバスニュース	4
がん検診のご予約はお済みですか?	5
後期高齢者医療制度のお知らせ	6 ~ 7
国民健康保険のお知らせ	8
国民健康保険・後期高齢者医療制度改正のお知らせ	9
平成30年度から3年間の65歳以上の介護保険料について	10 ~ 13
情報ステーション	14 ~ 18
まちのあれこれ PHOTOキャッチ	19
HAPPY BIRTHDAY わが家の天使	裏表紙

- まちの情報 - ()内は前年同月の増減数



6月1日現在
男 21,883 人 女 21,428 人 計 43,311 人
(+118) (+64) (+182)
内外国人 男 489 人 女 420 人 計 909 人
17,950 世帯 (+243)



5月分
男 15 人 (±0) 女 12 人 (+1)



5月分
死亡 0 人 (±0) 重傷 0 人 (±0) 軽傷 11 人 (+1)



5月分
急病 74 人 (-19) 一般負傷 8 人 (-6) 交通事故 4 人 (+2)



5月分
建物 0 件 (-1) 車両 0 件 (-1) その他 1 件 (+1)



納期限 7月31日(火)
固定資産税 第2期分
国民健康保険税(普通徴収) 第1期分
介護保険料(普通徴収) 第1期分
後期高齢者医療保険料(普通徴収) 第1期分

親子で仲良く遊んだよ♪

表紙のことば

6月6日(水)に各保育園にて、保育参観が行われました。当日は、多くの保護者が保育の様子を温かく見守っていました。親子のふれあい時間になると、昔ながらの手遊びを楽しみました。

最後に、サプライズで自分の似顔絵をお父さん、お母さんに渡しました。



INFINITY

可能性は無限大

▶ 問合せ 役場秘書広報課



第2回

2019 武豊町職員募集

募集期間

8月1日(水)～17日(金)

募集職種

土木職

行政職(一般事務身体障がい者)

試験日

9/16 日



小中学生夏休み特別企画！

バス乗り放題フリーチケット のお知らせ

▶ 問合せ 役場防災交通課



小中学生を対象に、夏休み中コミュニティバスに好きなだけ乗れるフリーチケットを販売します。

通常、1回の乗車に100円必要ですが、チケットを持っていれば何回でも乗ることができます。乗ったことがある人も、初めて乗る人も夏休みにバスを使ってお出かけしましょう♪

チケットについて コース コミュニティバス赤ルート・青ルート全区間
利用期間 7月21日(土)～8月31日(金)
料 金 500円 ※1人1枚限り
(詳しくは、下記「利用の流れ」をご確認ください)

申込方法 メール本文に郵便番号、住所、氏名、電話番号、学校名、学年を記載し、申込みしてください。
申込み先 武豊町コミュニティバス利用促進友の会 小寺 kotera@taketoyo.jp

申込期間 7月6日(金)～8月17日(金)

利用の流れ

1. 申込み順に友の会よりチケットを郵便にてお送りします
2. チケットをバス運転手に提示し、コミュニティバス初回利用時にチケット代500円をバス運転手にお支払いください
3. チケットに運転手から領収済みのスタンプが押されます。
2回目以降は、スタンプが押されているチケットを運転手にご提示ください

【注意事項】

- ・購入できるのは、小中学生のみで40人に限ります(申込み順)
- ・チケットに記載された氏名以外の人には使用できません
- ・乗車の際は、運転手にはっきりと見えるよう提示してください
- ・紛失や毀損等による再発行はできません

問 合 せ

武豊町コミュニティバス利用促進友の会 小寺 ☎ 090-3958-2586
または 事務局 役場防災交通課



施設を巡って缶バッジをもらおう！

青ルート対象停留所で下車する際、運転手に声をかけ、缶バッジ交換チケットを受け取ってください。

対象停留所(なくなり次第終了、10月末まで)

ゆめたろうプラザ・総合体育館・地域交流センター

各施設の受付やレジの人にそのチケットを渡すと、ゆめころんオリジナル缶バッジがもらえます。

缶バッジは全部で3種類！缶バッジは施設ごとに決まっています！

ゆめころんに乗って全種類を集めよう♪



スタンプカード終了のお知らせ

交換は9月末までにお願いします！

1回乗車につき1つスタンプを押してもらえ、10個押されたカードを5枚集めると景品がもらえるスタンプカード事業は、運行上の遅延防止のため、9月末をもって終了します。

10月以降の景品交換は行いません。お持ちのカードの景品交換はお早めをお願いします。



がん検診のご予約はお済みですか？

▶ 問合せ 保健センター
☎72 - 2500

がん検診の予約は、1年を通してできるようになっています。下記の検診のうち、空きが大変少ないものもあります。予約がこれからの方は、早めに申込みをお願いします。

どんながん検診が受けられるの？



男女共通

検診名	対 象	内 容	負担金	予約
胃がん検診	40 歳以上(～ S53.4.1 生)	胃部 X 線 (バリウム) 検査	1,400 円	必要
大腸がん検診	40 歳以上(～ S53.4.1 生)	便潜血反応検査 *自宅で2日分の便を採る方法	500 円 (容器購入時)	不要
肺がん検診 結核検診	39 歳以上(～ S54.4.1 生)	胸部レントゲン撮影 (肺がん検診・結核検診)	無料	不要
	50 歳以上(～ S43.4.1 生) で胸部レントゲンの問診の 結果、必要となる人	喀痰の細胞検査 (肺がん検診) *自宅で3日分の痰を採る方法	600 円 (容器購入時)	不要



男性向け

検診名	対 象	内 容	負担金	予約
前立腺がん検診	50 歳以上(～ S43.4.1 生)	血液検査 (PSA：前立腺特異抗原検査)	600 円	必要
メンズミニドック	50 歳以上(～ S43.4.1 生)	胃がん検診と 前立腺がん検診のセット	2,000 円	必要



女性向け

検診名	対 象	内 容	負担金	予約
子宮頸がん検診	20 歳以上(～ H10.4.1 生)	子宮頸部細胞診	1,200 円	必要
乳がん検診	30 歳以上(～ S63.4.1 生)	視触診とマンモグラフィ	1,400 円	必要
レディースミニドック	30 歳以上(～ S63.4.1 生)	乳がん検診と 子宮頸がん検診のセット	2,600 円	必要



詳しい日程は、広報たけとよ3月1日号、または町ホームページをご覧ください。保健センターへ直接お問合せください。





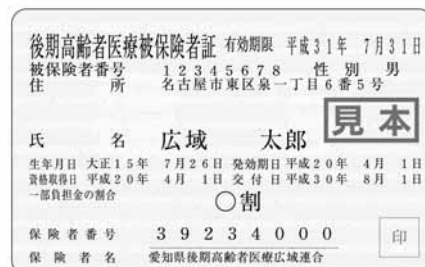
後期高齢者医療制度のお知らせ

▶ 問合せ 役場保険医療課

保険証の色が若草色に変わります

現在使用しているオレンジ色の保険証の有効期限は、7月31日(火)です。8月1日(水)から使用する新しい保険証は、**7月中旬に簡易書留で郵送**します。

※今までお使いのオレンジ色の保険証は、8月1日(水)以降、役場保険医療課へ返却、またはご自身で破棄してください



8月1日(水)以降は、**新しい「若草色の保険証」**を医療機関に必ず提示してください。

新保険証の受取り方法を変更する場合

新保険証の受取り方法は次のいずれかに変更できます。

- ①役場保険医療課窓口で手渡し
- ②住民登録地以外への郵送

受付期間 7月6日(金)まで

申込方法 ①を希望…役場保険医療課窓口または電話にて申込み
※7月17日(火)から役場保険医療課窓口で受取り可能

②を希望…「送付先変更申請書」を役場保険医療課へ

※郵便局へ転居届を提出していても、保険証は転送されませんのでご注意ください

持ち物 ① 保険証、身分証明書

- ② ①の持ち物、認印(朱肉を使用するもの)、マイナンバーカードまたは通知カード
※マイナンバーカードまたは通知カードは、本人と別世帯の人が申請する場合は不要
※身分証明書は顔写真付きのものは1点、ないものは2点必要 ★注)

「限度額適用・標準負担額減額認定証」(減額認定証)の有効期限も7月31日(火)です

8月1日(水)から引続き対象となる人へは、**7月下旬に保険証とは別に新減額認定証を普通郵便で郵送**します。有効期限の過ぎた減額認定証は、役場保険医療課へ返却、またはご自身で破棄してください。

◆新たに交付を希望する人は、役場保険医療課で次のとおり手続きしてください。

対象 市町村民税非課税の世帯に属する被保険者

内容 入院または外来で医療費が高額となる場合に医療機関の窓口で提示すると、自己負担額(医療費や食事代等)が軽減される

持ち物 保険証、認印(朱肉を使用するもの)、マイナンバーカードまたは通知カード、身分証明書
※マイナンバーカードまたは通知カードは、被保険者と別世帯の人が申請する場合は不要
※身分証明書は顔写真付きのものは1点、ないものは2点必要 ★注)

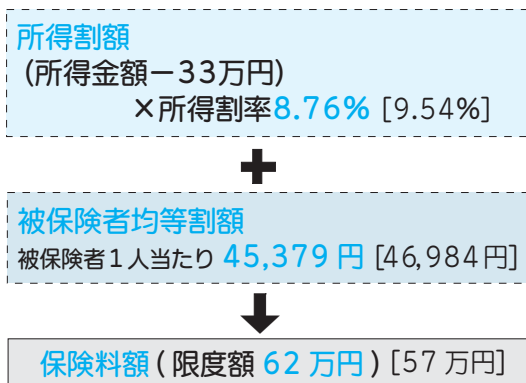
★注) 本人以外が申請する場合は委任状・窓口来庁者の身分証明書(顔写真付きのものは1点、ないものは2点)、認印(朱肉を使用するもの)が必要です

平成 30 年度の保険料をお知らせします ※[]内は 29 年度の数字

7 月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」と「後期高齢者医療保険料納入通知書」を郵送します。

■保険料の計算方法

※ 30 年度より保険料率が改定されました



■保険料の軽減制度が変わります

①均等割額軽減対象の所得基準額の拡大

● 5 割軽減

33 万円 + (**27.5 万円** [27 万円]

× 世帯の被保険者数) 以下の世帯

● 2 割軽減

33 万円 + (**50 万円** [49 万円]

× 世帯の被保険者数) 以下の世帯

②所得割額の軽減を廃止

制度の見直しにより、30 年度から所得割額の軽減制度は廃止されました

所得割額 (平成 29 年度)
2 割軽減



所得割額 (平成 30 年度)
軽減なし

③加入の前日まで職場の健康保険などの被扶養者だった人に対する均等割額の軽減を変更

均等割額 (平成 29 年度)
7 割軽減



均等割額 (平成 30 年度)
5 割軽減

保険料の納め方

特別徴収

年金額が年額 18 万円以上で、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の 2 分の 1 を超えない人は、年金からの天引きにより保険料を納めていただきます。

※口座振替による納付を希望される人は、「後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書」と「口座振替依頼書」を役場保険医療課へ

普通徴収

口座振替や納付書で一期ごとに保険料を納めていただきます。役場 (本庁・富貴支所)・武豊町指定金融機関・コンビニエンスストアでお支払いできます。

普通徴収の平成 30 年度納期限

期	納期限
第 1 期	平成30年 7 月31日 (火)
第 2 期	平成30年 8 月31日 (金)
第 3 期	平成30年10月 1 日 (月)
第 4 期	平成30年10月31日 (水)
第 5 期	平成30年11月30日 (金)
第 6 期	平成30年12月25日 (火)
第 7 期	平成31年 1 月31日 (木)
第 8 期	平成31年 2 月28日 (木)

便利な口座振替をご利用ください

申込場所 役場 (本庁・富貴支所) または武豊町指定の金融機関

持ち物 預 (貯) 金通帳、通帳の届印、保険証、身分証明書

※身分証明書は顔写真付きのものは 1 点、ないものは 2 点必要

◆指定の金融機関◆

三菱UFJ 銀行 あいち知多農業協同組合 名古屋銀行
知多信用金庫 半田信用金庫 東海労働金庫 中京銀行 愛知銀行
西尾信用金庫 十六銀行 大垣共立銀行 ゆうちょ銀行



※国民健康保険税を口座振替により納めていた人が、後期高齢者医療制度に加入した場合、改めて口座登録の手続きが必要です

※保険料を滞納すると保険証の交付を受けられない場合があります

国民健康保険のお知らせ

▶ 問合せ 役場保険医療課

「国民健康保険高齢受給者証」を送付します

70歳から74歳までの人に、新しい「国民健康保険高齢受給者証」(白色)を7月中にお送りします。

8月1日以降に医療機関を受診するときは、新しい高齢受給者証を国民健康保険証と一緒にご提示ください。

有効期限の過ぎた高齢受給者証は、役場保険医療課へ返却、またはご自身で破棄してください。

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新手続きについて

医療機関の窓口で支払いが限度額までになる「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(火)です。8月以降も必要な人は、8月1日(水)より役場保険医療課で更新の手続きをしてください。

- 持ち物** 保険証、認印、身分証明書、
マイナンバーカードまたは通知カード
※別世帯の人が申請する場合は委任状が必要です
※身分証明書は顔写真付きのものは1点、ないものは2点必要

有効期限の過ぎた限度額適用認定証は、役場保険医療課へ返却、またはご自身で破棄してください。

平成30年度 国保税軽減の所得基準額が改正されます

世帯内の被保険者の所得金額に応じて国保税の均等割、平等割が軽減される所得基準が変わります。

軽減割合	世帯全員(世帯主+被保険者)の所得の合計額が・・・	
	改正前	改正後
7割	33万円以下	33万円以下【変更なし】
5割	33万円+(27万円×被保険者数)以下	33万円+(27万5千円×被保険者数)以下
2割	33万円+(49万円×被保険者数)以下	33万円+(50万円×被保険者数)以下

平成30年度 国保税納税通知書を7月10日(火)に発送します

7月10日(火)に「国民健康保険税額納税通知書」を発送します。

30年度より、保険税率が改定されました。詳しくは、広報たけとよ4月15日号7ページ「国民健康保険税の課税方式・税率が変わります」をご覧ください。

【国民健康保険税の納付は、便利な口座振替をご利用ください】

国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入のみなさんへ

制度改正のお知らせ

全ての人が安心して医療を受けられる社会を維持するために、国の制度改正により高額療養費の自己負担額等が一部変わります。

みなさんのご理解をお願いします。



▶ 問合せ 役場保険医療課

平成 30 年 8 月より

70 歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が変わります。



高額療養費とは、医療費が高額になり、月内の自己負担額が一定額を超えると、超えた金額が国民健康保険や後期高齢者医療制度から支給される制度です。

変更点

- ・一般の人は外来の限度額が変わります
- ・現役並み所得者は入院・外来での区別がなくなり、限度額が 3 段階に変わります

●平成 29 年 8 月～平成 30 年 7 月まで実施

負担区分	個人(外来のみ)の限度額	世帯(外来+入院)の限度額
現役並み所得者	57,600 円	80,100 円+ (医療費の総額- 267,000 円)×1% 【44,400 円】
一 般	14,000 円 年間上限額 144,000 円	57,600 円 【44,400 円】
低所得Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得Ⅰ		15,000 円

- ・【 】内は、過去 12 ヶ月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降の限度額
- ・年間上限額は、29 年 8 月から 30 年 7 月までの累計額に対して適用



現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人は、8 月から「限度額適用認定証」の申請ができます

●平成 30 年 8 月～ (平成 30 年 8 月改正)

負担区分		個人(外来のみ)の限度額	世帯(外来+入院)の限度額
現役並み所得者	Ⅲ. 課税所得 690 万円以上	252,600 円+ (医療費の総額－ 842,000 円) ×1% 【140,100 円】	
	Ⅱ. 課税所得 380 万円以上	167,400 円+ (医療費の総額－ 558,000 円) ×1% 【93,000 円】	
	Ⅰ. 課税所得 145 万円以上	80,100 円+ (医療費の総額－ 267,000 円) ×1% 【44,400 円】	
一 般		18,000 円 年間上限額 144,000 円	57,600 円 【44,400 円】
低所得Ⅱ		8,000 円	24,600 円
低所得Ⅰ			15,000 円

- ・【 】内は、過去 12 ヶ月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降の限度額
- ・年間上限額は、8 月から翌年 7 月までの累計額に対して適用

平成 30 年度から 3 年間の 65 歳以上の介護保険料について

介護保険制度を健全に運営するため事業計画を見直し、
平成 30 年 4 月から 65 歳以上の人の保険料改定を行いました。



▶ 問合せ 役場福祉課

介護保険制度とは

介護保険制度は、みなさんが住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要となっても安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていくためのもので、その費用を公費(税金)と 40 歳以上の被保険者の保険料でまかっています。

保険料については、40 歳から 64 歳までの人は加入している医療保険の保険料(介護保険分)から納めていただき、65 歳以上の人(第 1 号被保険者)は「介護保険料」として、直接武豊町に納めていただいています。

65 歳以上の介護保険料の改定について

介護保険制度に基づいて、65 歳以上の人負担する介護保険料の基準となる額(基準額)は 3 年に一度見直されますが、30 年度は、この改定の年になります。

保険料の基準額については、3 年間に町内で必要になると推計された介護サービス費等のうち、国で定められた負担割合に基づいて設定されます。

基準額の計算方法

基準額(年額)

＝町で必要なサービスにかかる費用 × 65 歳以上の負担割合 ÷ 町の 65 歳以上の人数

※平成 30 年度から 3 年間の基準額(年額)は、59,520 円です

今回の改定では、次のような理由により保険料で負担していただく必要額が増加したため、基準額を年額 58,200 円→ 59,520 円へ変更しました。

保険料上昇の主な理由

- ・介護サービスの利用が増えたことにより介護サービス費等が増加したため
- ・65 歳以上の人の負担割合が上げられたため

一方、次の点において保険料負担の抑制を図りました。

保険料上昇を抑制するための主な対策

- ・これまで町で積み立てた介護給付費準備基金の取崩し
- ・介護予防事業等による認定率の増加抑制(憩いのサロンの効果等)
- ・一定以上所得者に係る利用者負担の見直し



全体としては必要額が上回ってしまい、多くの人に負担増をお願いする結果となりましたが、基準額の上昇を抑えることができたのは、みなさんが日ごろから介護予防や健康保持に努めていただいたことによるものです。介護保険制度は介護が必要な人を社会全体で支えていく仕組みですので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

所得段階に応じて保険料が決まります

介護保険料は、市区町村ごとに決められた基準額をもとに、みなさんの所得等に応じて段階的に決められます。

所得段階別介護保険料

所得段階	基準額に対する割合	年間保険料額	対 象 者
第1段階	0.45 【0.50】	26,780 円 【29,760 円】	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の人 世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人
第2段階	0.70	41,660 円	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下の人
第3段階	0.75	44,640 円	世帯全員が町民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない人
第4段階	0.87	51,780 円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人
第5段階 (基準額)	1.00	59,520 円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税の人で、第4段階に該当しない人
第6段階	1.20	71,420 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人
第7段階	1.30	77,370 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の人
第8段階	1.50	89,280 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人
第9段階	1.70	101,180 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上 450 万円未満の人
第10段階	1.84	109,510 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 450 万円以上 700 万円未満の人
第11段階	2.15	127,960 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満の人
第12段階	2.30	136,890 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の人

所得段階が第1段階の人は公費の投入による保険料の軽減強化が行われています(【 】内は軽減前の数値)。

介護保険料については、地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費等を控除した額)を指標として用います。

介護保険料の所得指標について

・第1～5段階の介護保険料の判定に用いる所得指標

「課税年金収入額」+ (「合計所得金額」- 「長期・短期譲渡所得に係る特別控除額」- 「年金収入に係る所得」)

・第6～12段階の介護保険料の判定に用いる所得指標

「合計所得金額」- 「長期・短期譲渡所得に係る特別控除額」

保険料はどうやって納める？

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金の額等によって、「特別徴収」と「普通徴収」の2種類に分けられます。

■特別徴収

年金が**年額 18 万円以上**の人は、年金が支払われる際にあらかじめ保険料が引かれています(天引き)。これを特別徴収と呼んでいます。天引きされる年金の種類は、老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金で、老齢福祉年金等は、年金からの天引きの対象となりません。

年金から
天引きされる月

仮徴収			本徴収		
4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)



前年度から継続して年金から天引きされている人は、前年の所得が確定するまでは、仮に算定された保険料を納めます。

確定した年間保険料から、仮徴収分としてすでに納めた分を引いた金額を、納期に分けて納めます。

※前半(4・6・8月)と後半(10・12・2月)の保険料額の変動を抑えるため、8月(第3期)から保険料額を調整します

年金が年額 18 万円以上でも納付書で納めることがあります

- ・年度途中で 65 歳になったとき
- ・他の市区町村から転入したとき
- ・収入申告のやり直し等で、保険料の所得段階が変更になったとき等

■普通徴収

年金が**年額 18 万円未満**の人は、町から送付される納付書または口座振替で保険料を納めていただきます。これを普通徴収と呼んでいます。期日までに金融機関・コンビニエンスストア等を通じて保険料を納めていただくことになります。

7月 (第1期)	8月 (第2期)	9月 (第3期)	10月 (第4期)	11月 (第5期)	12月 (第6期)	1月 (第7期)	2月 (第8期)
-------------	-------------	-------------	--------------	--------------	--------------	-------------	-------------

保険料納付は口座振替が便利です

口座振替の依頼は、役場、富貴支所または町指定の金融機関で手続きをしてください。



≪口座振替の手続きに必要なもの≫

- ①預(貯)金通帳
- ②印鑑(通帳の届印)
- ③口座振替申込書

(役場等でお渡しできます)



申込書

所得段階第1・2段階の人へ

以下の全てに該当する人は、保険料の減免を受けられる場合がありますので、役場福祉課へ申請してください（ただし⑥・⑦はいずれかに該当可）。

- ①世帯全員が市町村民税非課税
 - ②世帯全員の合計所得金額が0円
 - ③市町村民税課税者に扶養されていない
 - ④市町村民税課税者と生計を共にしていない
 - ⑤自己資産を活用してもなお生活が困難である
 - ⑥第1段階の人で世帯の年間収入金額が60万円以下
 - ⑦第2段階の人で世帯の年間収入金額が120万円以下
- ※生活保護受給者は対象になりません



保険料の納め忘れはありませんか？

災害等の特別な事情がないのに保険料を納めないでいると、給付制限をされたり、自己負担割合が上げられたりすることがあります。

1年以上滞納すると…

利用したサービス費用をいったん全額自己負担しなければなりません。後日、申請により保険給付分が払戻されます。



1年6カ月以上滞納すると…

利用したサービス費用をいったん全額自己負担し、後日、保険給付分の払戻しを申請しても、一部または全部が一時的に差止められます。なお滞納が続く場合は、差止められた額から、保険料が差引かれる場合もあります。



2年以上滞納すると…

保険料を納めていない期間に応じて、利用者負担が上げられます。また、高額介護サービス費の支給等も受けられなくなります。

※これらの措置を受けても、保険料を納める義務はなりません

納付が難しいときは、お早めに役場福祉課までご相談ください

災害等の特別な事情があると認められたときには、保険料の減免等を受けられる場合があります。

●介護サービスを利用するには？

基本チェックリストの実施、または介護認定申請をする必要がありますので、役場福祉課にご相談ください。

※やむを得ない事情等で来庁できない人は、電話でも申請できますのでご利用ください

★介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるように保険料は必ず納めましょう



News & Information

情報ステーション

武豊町役場 ☎72-1111 FAX 72-1115
http://www.town.taketoyo.lg.jp/

募集

町長談話室へようこそ

町民のみなさんのご意見やご提案について、町長と直接お話しませんか。

日時 7月27日(金)15時00分～16時30分
(1グループ25分間)

場所 役場 2階第2会議室

対象 町内在住・在勤・在学の人またはグループ。1グループ3人以内

申込み 7月17日(火)15時00分までに
対談内容、氏名、住所(勤務先・通学先)、電話番号、参加人数、希望時間を記入の上、ホームページ、電話、郵送(必着)、FAX、メール、来庁のいずれかにより役場秘書広報課へ

問合せ 役場秘書広報課

(〒470-2392 字長尾山2)

FAX 72-1115

メール hishokoho@town.taketoyo.lg.jp

※応募者多数の場合は抽選

※都合により変更になる場合があります

ふるさとまつりオープニング パフォーマンス参加者

2日目のオープニングパフォーマンスを行う個人・グループ・団体を募集します。

日時 8月19日(日)18時00分～(約20分)

※雨天時は中止です

場所 中央公民館 東広場(盆踊りやべら前)

申込み 7月2日(月)～13日(金)17時00分の間に、パフォーマンス内容と代表者のご連絡先を役場生涯学習課へ(電話可)

※出演報酬はありません

※多数の応募があった場合には、選考および抽選を行います



昨年の様子

「平成30年住宅・

土地統計調査」調査員

この調査は10月1日に実施され、住宅とそこに居住する世帯の状況、世帯の保有する土地等を把握する調査です。

募集人数 28人程度

任命期間 8月10日(金)～11月9日(金)

対象

- ①町内在住で20歳以上の健康な人
- ②秘密の保持ができる人
- ③警察・選挙・税務事務に従事していない人

内容 調査対象となる世帯を訪問、調査票の記入依頼や回収

報酬 5万～8万円程度

※担当する調査区により異なります

申込み 7月13日(金)までに、役場企画政策課へ



町民会館運営委員会委員

町民会館の文化振興施策や円滑な管理運営等に係る事項について、検討する委員会です。年2回の会議があります。

募集人数 2人

条件 ①と②の要件を満たす人

①町内で文化活動をされている人で文化芸術に関心のある人

②18歳以上で平日の昼間開催予定の会議に出席可能な人

※町職員、町議会議員、NPOなどとよの職員は応募できません

任期 採用した日から31年3月31日まで(再任を妨げず、最長3年まで)

申込み 7月31日(火)までに、申込書と小論文(テーマ「まちづくりにおけるゆめたろうプラザの役割について」800字以内)を町民会館へ

催し

三井家住宅 一般公開日

◎一般公開日

日時

①7月8日(日)10時00分～12時00分

②7月22日(日)10時00分～15時00分

場所 字上ヶ2

内容

①敷地内建物等の公開

②敷地内建物等の公開、催し

料金 無料

◎ちんどん劇場

日時 7月22日(日)10時30分～11時15分

演者 とこなめちんどん「ほんもの屋」

料金 無料

※駐車場はありません

問合せ 歴史民俗資料館

説明会

自衛官採用説明会

日時 7月4・18日(水)

17時00分～19時00分

場所 半田地方合同庁舎 3階自衛隊

愛知地方協力本部半田地域事務所

(半田市宮路町200・4)

受験資格

◎航空学生(高卒程度)

海:18歳以上23歳未満

空:18歳以上21歳未満

◎一般曹候補生

18歳以上27歳未満

◎自衛官候補生

18歳以上27歳未満

※31年4月1日現在の年齢

問合せ 自衛隊愛知地方協力本部半田

地域事務所 ☎21・00004

公務員合同制度説明会

①日時 7月7日(土)

9時30分～12時00分

場所 知多市勤労文化会館 会議室5

(知多市緑町5・1)

内容 消防・警察・防衛省(自衛官)

②日時 7月8日(日)

9時30分～12時00分

場所 半田市雁宿ホール 第3会議室

(半田市雁宿町1・22・1)

内容 消防・警察・海保・防衛省(自衛官)

③日時 7月14日(土)

9時30分～12時00分

場所 常滑市中央公民館 学習室2

(常滑市新開町5・65)

内容 消防・警察・海保・防衛省(自衛官)

④日時 7月15日(日)

9時30分～12時00分

場所 美浜町役場 町民ホール

(美浜町河和字北田商106)

内容 消防・警察・海保・防衛省(自衛官)

問合せ 自衛隊愛知地方協力本部半田

地域事務所 ☎21・00004

講習・教室

夏休み親子血液教室

「献血ってなあに?」、「血液は何に

使われているの?」といった疑問にお

答えします!親子で血液や体について

知る機会として、参加してみませんか。

日時 8月8日(水)13時30分～15時00分

場所 思いやりセンター

対象 小学4～6年生と保護者

内容 血液おもしろゼミナール、献血

バスの見学、緊急車両乗車体験(力

メツをお持ちの場合は記念撮影)、

血液型判定(小学生の希望者のみ)

定員 20組(申込み順)

料金 無料

申込み 7月11日(水)から、保健セン

ターへ ☎72・2500

夏休み親子下水道教室

下水道の浄化について楽しく勉強し

ませんか?普段の見学では見られない

所までご案内します。

日時

①8月8日(水)10時00分～12時00分

②8月9日(木)10時00分～12時00分

※①か②のどちらかを選択

場所 衣浦西部浄化センター (半田市

川崎町4・1)

対象 小学生とその保護者

※保護者1人に対し子ども何人でも可

内容 下水処理のお話、顕微鏡観察、

簡易実験、施設見学等

定員 各回30人程(申込み順)

料金 無料

申込み 7月9日(月)9時30分から、

衣浦西部浄化センターへ

☎24・6061



昨年の様子

武豊町の地域密着型リフォーム店!

建築士・増改築相談員・福祉住環境コーディネーターのいる店

グループ会社 不動産・分譲住宅の(株)中日ホーム

リフォーム・増改築

株式会社

中日工務店

土・日・祝日営業24時間FAX・メール受付可能

TEL(0569)73-7000

愛知県知多郡武豊町

杉石病院

http://www.chunichi-k.com Email:info@chunichi-home.co.jp

8,000円/月から

広告

空家管理
はじめました!

登録料・年会費なし!

通気・換気

通水

雨洩り、カビ確認

簡易清掃

※広報たけとよへ掲載する広告を募集しています。お問合せは役場企画政策課まで

パソコン筆記ボランティア養成講座

病気やけが、加齢等で聴力が低下している聴覚障がい者の、「コミュニケーションや情報取得には、「文字で伝える」ことが重要な手段となります。

今回の講座は、パソコン筆記の基礎的な技術を学習するためのものです。

日時 7月25日(水)～9月26日(水)の毎週水曜日(8月15日を除く全9回) 19時00分～21時00分

場所 7月25日(水)～8月29日(水) 美浜町福祉センター 2階会議室 (美浜町字北方1・1)

9月5日(水)～26日(水)

思いやりセンター 2階会議室

対象

◎意思疎通支援に関心があり、基本的なパソコン操作ができる人

◎1分間に60文字程度のパソコン入力ができる人

定員 20人

料金 1,000円(資料代)

持ち物 筆記用具、ノートパソコン

(Windows7以上のOS搭載)

申込み 7月2日(月)から、社会福祉協議会へ ☎73・3104



精神保健福祉家族教室

ご家族で悩みを話し合い、こころの病気等について理解を深めませんか。

日時 8月1日(水) 14時00分～15時30分

場所 半田保健所 4階大会議室、2階中会議室(半田市出口町1・45・4)

対象 半田保健所管内に在住のこころの病気を抱える人のご家族

内容 「成年後見制度について」精神疾患を抱える方の権利を守る制度

講師 今井友乃さん(知多地域成年後見センター事務局長)

申込み 7月25日(水)までに、半田保健所健康支援課こころの健康推進グループへ ☎21・3340

危険物取扱者保安講習

日時 9月28日(金)～10月30日(火)の間の指定する9日間

場所 ゆめたろうプラザ 他4か所

対象 免状交付者で現に危険物製造所等において取扱作業に従事している人(保安監督者も含む)

内容 給油取扱所、特定事業所、一般

料金 4,700円

◎電子申請 指定の口座へ銀行振込 ◎書面申請 県収入証紙を貼付

申込み 8月27日(月)までに、一般社団法人愛知県危険物安全協会連合会へ郵送または、危険物安全協会連合会ホームページから

会ホームページから

※申込書は、愛知県危険物安全協会連合会ホームページからダウンロードするか、最寄りの消防署で配布

問合せ (一社)愛知県危険物安全協会 連合会 ☎052・961・6623

知多中部広域事務組合消防本部予防課 ☎21・1491



子育て

おとうさんとあそぼう

お父さん！子育て支援センターで子どもさんと一緒に楽しく遊びませんか。

日時 8月4日(土) 10時00分～11時30分

場所 南部子育て支援センター

対象 未就園児とその父親(町内在住)

定員 15組(申込み順)

申込み 7月17日(火)から、南部子育て支援センター「わくわく」へ ☎72・0778

子ども食堂

「ひとり親家庭のつどい」

みなでごはんを食べながら、子どもとふれあう時間を楽しみませんか。

日時 8月5日(日) 12時00分～15時00分

場所 砂川会館

対象 町内在住のひとり親家庭の親子

メニュー カレーライス

料金 1人100円

主催 武豊町母子福祉会

申込み 7月31日(火)までに、武豊町社会福祉協議会へ ☎73・3104



お知らせ

愛知県屋外広告物条例が改正

改正内容

①安全点検の義務化

②点検報告書の様式改正

③4mを超える屋外広告物は有資格者による安全点検の義務化

※①②は7月1日施行、③は33年7月1日施行

屋外広告物の設置・更新には条例による一定の制限があります。設置前に

屋外広告物担当に相談し、規制の内容について確認してください。既に設置

されている看板等については、許可期間内に更新を行って下さい。規定に違反すると罰金に処せられることがあります。

問合せ 役場都市計画課

問合せ 役場都市計画課



介護保険負担割合証の交付

介護認定を受けている人と総合事業対象者へ、「介護保険負担割合証」を7月中に送付します。8月以降にサービスを利用する際の利用者負担割合が記載されています。

8月から、65歳以上で、これまで2割負担であった人のうち、より所得の高い人が3割負担になります。
お手元に届きましたら、被保険者証と一緒に大切に保管しましょう。

※利用者負担が3割の人も、利用者負担の上限額(44,400円)を超えた分については、申請すると高額介護サービス費として後日支給されます

問合せ 役場福祉課

負担割合	3割(8月~)	2割	1割
対象	○本人の合計所得金額が220万円以上 ○同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、340万円以上(単身)、463万円以上(2人以上)	○3割の対象でない人 ○本人の合計所得金額が160万円以上 ○同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、280万円以上(単身)、346万円以上(2人以上)	左記以外の人

※対象はすべての条件に該当する人に限る

献血のお知らせ

大切な命を救うために、十分な血液の確保が必要です。ぜひ献血にご協力ください。

日時 8月8日(水) 10時00分~12時00分
13時00分~16時00分

場所 役場 北玄関前
対象 男性は17~69歳、女性は18~69歳で、体重が男女とも50kg以上

※65~69歳の人は、60~64歳の間に、献血の経験のある人に限ります

問合せ 保健センター ☎72・2500

迷惑駐車はやめましょう

自動車住宅街等に長時間駐車する迷惑駐車は多くの弊害を引き起こします。短時間でも、「路上駐車」「迷惑駐車」はやめましょう。

①交通の流れを乱し、円滑な通行を妨げる

②追突等の交通事故の原因となる

③歩行者事故等の原因となる

④緊急車両の通行や活動の妨げとなる

⑤地域の住民の迷惑になる

また、長時間駐車中の自動車を見かけたら半田警察署へご連絡ください。

問合せ 半田警察署 ☎21・0110

役場防災交通課



防災ラジオをお持ちの人へ

防災無線の点検を7月17日(火)~30日(月)の間、行います。防災ラジオには点検時の信号がノイズ(雑音)として複数回入ります。ラジオの故障ではありません。ご迷惑をおかけしますが、よろしく願います。

問合せ 役場防災交通課

夏の交通安全県民運動

7月11日(水)~20日(金)

この時期は、行楽のために自動車を運転する機会が増えるほか、暑さやレジャーの疲れから運転者等の注意力が散漫になり、外出中の子どもたちや高齢者が交通事故に遭う危険が増えます。また、夏特有の解放感や祭礼等で飲酒の機会が増えることから飲酒運転による交通事故の発生が心配されます。そこで、「夏の交通安全県民運動」を展開し、交通事故の防止を図ります。

運動重点

- ◎歩行中の子ども・高齢者と高齢者ドライバーの交通事故を防止しよう
- ◎後部座席を含めた全ての座席で、シートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう
- ◎飲酒運転を根絶しよう
- ◎歩行中・自転車乗用中の交通事故をなくそう

問合せ 役場防災交通課

広告

査定キャンペーン実施中!

不動産売却物件大募集!!



武豊町不動産情報センター

株式会社 中日ホーム

(0120)73-5750

↑携帯電話もOKです!!

☎(0569)73-5750

愛知県知多郡武豊町字向陽1丁目17-1
E-mail info@chunichi-home.co.jp

ホームページリニューアルしました!

ホームページ★http://www.chunichi-home.co.jp

インターネットではこのキーワードで検索して下さい。

中日ホーム

検索

クリック

QRコードで
ラクラクアクセス
携帯サイトは
こちら



※広報たけとよへ掲載する広告を募集しています。お問合せは役場企画政策課まで

国際交流員 マルチンス・ユウジの活動レポート Yuji's Report

Olá, pessoal! (みなさん、こんにちは)

武豊町で国際交流員として活動しています、ブラジル出身のマルチンス・ユウジです。このコーナーでは、私の日々の活動や日本とブラジルの文化の違い等をレポートします。



私がブラジル出身と言うと、「ブラジルの母国語はブラジル語？英語？スペイン語？」とよく聞かれます。知っている人もいると思いますが、ブラジルの母国語は「ポルトガル語」です。ポルトガル語はロマンス諸語の一つで、俗ラテン語から形成された言語です。ポルトガル語は、スペイン語、イタリア語、フランス語やルーマニア語等と同じ起源を持ち、似ている部分もあります。特にポルトガル語とスペイン語は、似ている単語がたくさんあり、何となく話が通じます。ポルトガル語が話せると、スペイン語やイタリア語、フランス語も覚えやすいです。

表① 意味が異なる単語

単語	スペイン語	ポルトガル語
propina	チップ	裏金
despido	解雇	裸
borracha	酔っ払い	(消し)ゴム

表② 国ごとのポルトガル語

単語	ブラジル	ポルトガル
banheiro	トイレ	監視員
propina	裏金	学費
canalha	悪人	子どもたち

しかし、書き方と発音が同じでも、意味が異なる単語もたくさんあるので、気を付けなければなりません。例えば、ポルトガル語とスペイン語では左の表①のような違いがあります。そして、同じ言語の中でも地域によって意味が違います。ブラジルとポルトガルで話すポルトガル語には左の表②のような例があります。こういうことがあると、「解雇された」は「服を脱がされた」、「学費を払いました」は「裏金を払いました」と誤解される危険があります。

▶ 問合せ 役場学校教育課

人と住まいをつなぐ
ナゴヤハウジングセンター

住まいづくりは
ここから

半田会場

愛知県下最大級 5会場「安心」「安全」「品質」の全128棟。
※愛知県下の住宅展示場の中で、同一事業者におけるモデルハウス棟数、最下最大。
※2018年4月1日現在。

〒475-0867 半田市榎下町7 ☎0569(32)3660

ナゴヤハウジングセンター半田会場 検索

半田赤レンガ建物隣り

広がる夢を形どる

中野工務店

<http://nakano-ie.jp>
愛知県知多郡武豊町字長峰72-4 TEL:0569-72-2395

窓は、熱の出入りが1番多い場所なんです

【夏に流入する熱の割合】

外気温:33.4℃ 室温:27℃ 8月10日14~15時、東京

日よけで
暑い夏に備えよう

降り注ぐ陽光を窓の外で8割以上カット!

アウターシェード

洋風
すたれ

ブレーキがかかり
静かに収納!

一定のスピードで
巻き上がります

アウターシェードは使いたい時に
サッと下ろして使え使用後はその
ままスプリングで簡単に巻き上げ
コンパクトに収納できます

バルコニー手すり納まり

有限会社 知多硝子建材 ☎73-0201

武豊町富貴電田73-1
ゲンキー富貴店さん前です

※広報たけとよへ掲載する広告を募集しています。お問合せは役場企画政策課まで

6/4

月

笑顔と声援で一杯の体育祭



★ ★ ★ フォト
PHOTO



キヤッチ

まちのあれこれ

★あなたが写っている写真があったらさしあげます。
(L判1人1枚)役場秘書広報課までお越しください

武豊高校にて、武高体育祭が行われました。

当日は天気にも恵まれ、多くの保護者が見守る中、生徒たちによる白熱した勝負が繰り広げられました。

競技の途中に六貫山保育園の年長園児が武豊高校を訪れ、精一杯走る武高生に声援を送っていました。その後、武高生と園児たちによる共同競技が行われました。園児、武高生ともに手をつないで笑顔で元気いっぱい走る姿がとても印象的でした。

今後も、園児たちと一緒に体育祭を盛り上げてほしいです。

5/31

木

禁煙支援等健康づくりで連携

「世界禁煙デー」のこの日、ファイザー株式会社と「健康づくりの推進に向けた包括的事業連携に関する協定」を締結しました。

今後は、相互に連携・協力を行うことで、禁煙支援・受動喫煙防止・健康教育の実施等、健康づくりに関する効果的な取組みを推進していきます。



6/10

日

消防団員たちの熱い戦い

中央公民館東広場にて、第40回武豊町消防団消防操法大会が行われ、拮抗した熱い戦いが繰り広げられました。約1か月間、消防団員たちは訓練を重ね、競技に臨みました。当日は小雨の降る中、各分団の操法が行われ、選手たちに多くの声援が注がれました。小型ポンプ操法の部では第2分団、ポンプ車操法の部では第1北分団が優勝を収めました。





Happy Birthday

わが家の天使



伊藤 唯ちゃん
7月1日生 (3歳)

お外で遊ぶのが大好きなゆいちゃん。毎日元気に走り回っています。最近は弟のお世話にお手伝い到大忙し。これからも元気な姿を沢山見せてね。



住本 蒼巴くん
7月7日生 (3歳)

いつも元気いっぱい負けず嫌いな蒼巴くん。お兄ちゃんが一番の友達であり、ライバルです。お兄ちゃんに勝てるよう、今日も頑張るぞー！



伊藤 隼くん
7月20日生 (1歳)

お姉ちゃん大好きなはやとくん。気づくとお姉ちゃんの隣で楽しそうに遊んでいます。いないととても寂しそう。これからもそんな兄弟でいてね。



磯部 希帆ちゃん
7月20日生 (2歳)

お人形遊びと滑り台とお兄ちゃんのこと大好きなきほちゃん！春からお兄ちゃんが保育園に行ってしまうと遊ぶ時間が減っちゃったけど、帰ってきたらたくさん遊んでもらいたいな♪



佐藤 龍樹くん
7月23日生 (6歳)

2人の妹の面倒をよく見てくれる優しいお兄ちゃん！自転車に乗れるようになったから今は逆上がりができるように頑張っているよ！



溝邊 陽大くん
7月30日生 (1歳)

寝返りとハイハイで部屋中を動き回ってすくすく育ってくれてるね！1歳は同級生のお友達を作るのを目標にしよう ^^ ♪

●発行/武豊町 〒470-2392 武豊町字長尾山2番地
●電話 0569-72-1111 ●FAX 0569-72-1115
●ホームページ http://www.town.taketoyo.lg.jp/

●編集/武豊町秘書広報課 武豊町広報委員会
●メール hishokoho@town.taketoyo.lg.jp

10月に誕生日を迎え、1歳から6歳になるお子さん

天使の写真募集中！

- ◆対象 平成24～29年の10月に生まれたお子さん(町内在住)
- ◆応募方法 お子さんの氏名・ふりがな・年齢・生年月日・性別・コメント(70字程度)・住所・電話番号・保護者氏名を明記し、ハガキかメールでお申込みください

- ◆応募締切 8月15日(水)必着
 - ◆申込み 〒470-2392 字長尾山2 役場秘書広報課
 - ◆E-mail hishokoho@town.taketoyo.lg.jp
- ※応募多数の場合は抽選。当選者には後日連絡し、写真を1枚提供していただきます



・あとが記・

梅雨のジメジメした時期がわりに近づき、日差しが照りつけ夏の始まりを感じるようになりました。毎年この時期になると、私は楽しみなことがあります。それは七夕です。七夕は日本に古くからある伝統的な行事であり、天の川の兩岸にいる織姫と彦星が年に一度、7月7日だけ会うことを許された日です。近年、天気が悪いので、今年こそは晴れた夜空に見えることを楽しみにしています。みなさんも短冊に願い事を書き、夕涼みで夜空を眺めてみてはいかがでしょうか。



朗読CD・テープをご利用ください

目の不自由な人や、高齢者など、広報を読むことが困難な人へ、朗読ボランティア「かえるの声」による、CD・テープの録音・配達を行っています。ぜひご利用ください。

問合せ
武豊町社会福祉協議会
ボランティアセンター
☎ 73-3104



▲「かえるの声」による録音の様子

「広報たけとよ」は、「雑誌」に分別してください。

